

～セクシュアルハラスメントによる 労災請求の相談窓口開設について～

セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災請求相談等について、**専門調査員（女性の臨床心理士）**による相談窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

相談日時：毎月第2・第4火曜日

午前10時～午後4時（午後12時～午後1時を除く）

ご相談は、予約制となります。必ず事前にお問い合わせください。

〈相談窓口・お問い合わせ先〉

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1

千葉第二地方合同庁舎

千葉労働局労働基準部

労災補償課 医療係

電話 043-221-4313

（受付時間 8:30～17:15）